（ＴＤＭパイロット1信号等）

第四十二条　ＴＤＭパイロット1信号の構成及び送出手順は、別表第三十八号に示すとおりとする。

2　ＷＩＣ信号、ＬＩＣ信号、ＴＤＭパイロット2信号及びＦＤＭパイロット信号の構成及び送出手順は、別表第三十九号に示すとおりとする。

3　ＴＰＣ信号の構成及び送出手順は、別表第四十号に示すとおりとする。

4　スタッフ信号の構成及び送出手順は、別表第四十一号に示すとおりとする。

5　ＰＰＣ信号の構成及び送出手順は、別表第四十二号に示すとおりとする。

6　ＳＰＣ信号の構成及び送出手順は、別表第四十三号に示すとおりとする。

（伝送ＯＩＳ信号）

第四十三条　伝送ＯＩＳ信号は、ＯＩＳを伝送する物理層パケットを単位として生成される信号とし、その送出手順は、別表第四十四号に示すとおりとする。

（音声信号の符号化）

第四十四条　音声信号のうち同期パケットによるものの符号化は、時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（音声信号）

第四十五条　音声信号のうち同期パケットによるものの標本化周波数は、三二kHz、四四・一kHz又は四八kHzとする。

2　同期パケットによる音声信号のうちステレオホニック信号を構成する場合にあっては、各音声信号の標本化の時刻は、同一時刻であることとする。

3　音声信号のうち同期パケットによるものの入力量子化ビット数は、十六ビット以上とする。

4　音声信号のうち同期パケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五チャンネル及び低域を強調する一チャンネルとする。

（緊急警報信号）

第四十六条　緊急警報信号を送る場合は、緊急警報放送メッセージをコントロールプロトコルパケットにより伝送するものとし、緊急警報放送メッセージの構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（スクランブル）

第四十七条　第八条の規定にかかわらず、スクランブルの範囲を同期パケットとするスクランブルの方式は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（準用規定）

第四十八条　第十一条第六項、第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条は、選択帯域伝送放送について準用する。この場合において、第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条中「ＰＥＳパケット」とあるのは「同期パケット」と読み替えるものとする。

第五章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送

第一節　通則

（適用の範囲）

第四十九条　この章の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送に適用があるものとする。

第二節　広帯域伝送方式

（適用の範囲）

第五十条　この節の規定は、広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送（以下「広帯域伝送デジタル放送」という。）に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第五十一条　使用する周波数帯幅は、三四・五MHzとする。

2　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（搬送波の変調）

第五十二条　搬送波を変調する信号は、伝送主信号、電力拡散信号を加算したＴＭＣＣ信号（ＴＭＣＣ情報に誤り訂正外符号を付加した信号をいう。以下この章において同じ。）及びフレーム同期信号に対して誤り訂正内符号化した信号並びに電力拡散信号を加算した位相基準バースト信号とし、その構成については、別表第四十五号に示すとおりとする。

2　搬送波の変調の形式は、伝送主信号に対して誤り訂正内符号化した信号については二相位相変調、四相位相変調又は八相位相変調とし、電力拡散信号を加算したＴＭＣＣ信号及びフレーム同期信号に対して誤り訂正内符号化した信号並びに電力拡散信号を加算した位相基準バースト信号については二相位相変調とする。

3　搬送波を変調する信号の通信速度は、毎秒二八・八六〇メガボーとする。

4　搬送波の絶対位相偏位は、別表第四十六号に示すとおりとする。

5　搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性は、別表第四十七号に示すとおりとする。

（伝送主信号）

第五十三条　伝送主信号は、三八四個の主信号（ＴＳパケットに誤り訂正外符号を付加した二〇四バイトの信号（以下この節において「スロット」という。）の先頭の一バイトを除いたものをいう。以下この条において同じ。）を単位として生成される信号であり、その構成は別表第四十八号に示すとおりとする。

2　主信号の誤り訂正は別表第四十九号に示す短縮化リードソロモン符号方式とし、伝送主信号の誤り訂正は同表に示すトレリス符号化方式又は畳込み符号化方式とする。

（ＴＭＣＣ信号及びフレーム同期信号）

第五十四条　ＴＭＣＣ信号の構成及び送出手順並びにフレーム同期信号の構成及び送出手順は、別表第五十号に示すとおりとする。

2　ＴＭＣＣ信号の誤り訂正は、別表第四十九号に示す畳込み符号と短縮化リードソロモン符号を組み合わせた方式とする。

3　ＴＭＣＣ情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（位相基準バースト信号）

第五十五条　位相基準バースト信号は、誤り訂正内符号化した伝送主信号に対して、二〇三シンボルごとに四シンボル付加するものとし、その構成については別表第五十一号に示すとおりとする。

（準用規定）

第五十六条　第十七条及び第二十三条の規定は、広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第三節　高度広帯域伝送方式

（適用の範囲）

第五十七条　この節の規定は、高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送（以下「高度広帯域伝送デジタル放送」という。）に適用があるものとする。